

## ＜アミーバ経営倶楽部 会員規約＞

### 第1条(趣旨)

京セラコミュニケーションシステム株式会社(以下「当社」といいます)は、自らの事業の一つとして経営相談・経営情報提供サービス「アミーバ経営倶楽部」(以下「本サービス」といいます)を運営しています。本規約は、会員による本サービスの利用の全てに適用されるものとします。

### 第2条(本規約の範囲)

当社が提供する本サービスにかかる案内又はWeb等を通じ会員に対して発表する規定等は、本規約の一部を構成するものとし、会員は、これを承諾するものとします。

### 第3条(本規約及び本サービスの変更)

1. 当社は、一定の予告期間を設け、会員に通知したうえで、本規約及び本サービスの内容を変更することができるものとし、会員はこれを承諾するものとします。なお、会員から当該予告期間内に本サービスを解約する旨の通知が当社になされなかった場合、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなし取り扱います。
2. 前項の定めにかかわらず、本規約及び本サービスの変更内容について会員に実質的な不利益を及ぼさないと当社が合理的に判断する場合、当社は、前項の通知を行うことなく本規約の変更を行うものとします。

### 第4条(本サービスの内容等)

本サービスの内容は、以下のとおり会員種別に応じて異なります。

会員の種別	利用サービスの概要
プレミアム会員	<p>① 入会資格：すべての法人が入会することができます。ただし、プレミアム会員は、法人代表もしくはそれに準ずる方、当社が提供するコンサルティング導入法人の部門長以上の方もしくはアミーバ経営ゼミナール受講法人の部門長以上の方に限ります。</p> <p>② サービス内容： ■セミナー特典 ・アミーバ経営倶楽部交流会参加費無料(毎回2名/1口) ・アミーバ経営倶楽部実践経営講座参加費無料(毎回1名/1口) ・経営者交流会参加費無料(2名/1口) ※セミナー名及び内容は変更する場合があります。 ※懇親会に参加する場合は、懇親会費の実費を請求します。</p> <p>■情報とツール ・アミーバ経営倶楽部ポータルサイト(全コンテンツ閲覧可能) ・情報誌「アミーバ経営」(年間4号各1冊/1口) ・アミーバマネジメントダイアリー(1冊/1口) ・メールマガジン(年12回)</p> <p>■経営相談特典 ・無料相談サービス(回数制限なし)</p> <p>■割引特典 ・当社が販売するCD・DVD等の割引適用</p> <p>③ 別途当社が運営する「アミーバ経営学術研究会」の会員は、プレミアム会員として認定されます。</p> <p>④ 会費(各対象年度分)：プレミアム会員1口あたり3万円(税別) なお、各対象年度の途中に新規入会される場合、申込月の翌月からの対象年度の残月数(3月入会の場合は、1カ月とします)による月割計算にて会費を計算します。</p>
ベーシック会員	<p>① 入会資格：すべての法人が入会することができます。ただし、ベーシック会員は、法人代表もしくはそれに準ずる方、当社が提供するコンサルティング導入法人社員もしくはアミーバ経営ゼミナール受講者(卒業生)に限り、個人での入会を可能とします。</p>

	<p>② サービス内容 :</p> <p>■セミナー特典</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アメーバ経営倶楽部交流会参加資格(参加費有料)</li> <li>・アメーバ経営勉強会参加資格(参加費有料)</li> </ul> <p>※セミナー名及び内容は変更する場合があります。 ※懇親会費は参加費に含まれます。</p> <p>■情報とツール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メールマガジン(年12回)</li> </ul> <p>※情報特典が追加される場合があります。</p> <p>③ 会費 :ベーシック会員は、会費の支払は必要ありません。</p>
--	--

#### 第5条(本サービス提供の対象年度)

本サービス提供の対象年度(以下「対象年度」といいます)は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

#### 第6条(入会の資格及び申込)

本サービスの利用を希望する法人又は個人(以下「申込者」といいます)は、当社所定の申込書(以下「入会申込書」といいます)もしくはWebフォームに所定の事項を記入のうえ、これを当社に提出するものとします。

#### 第7条(入会の承認及び成立)

1. プレミアム会員に入会する場合、申込者が入会申込書を当社に提出もしくはWebフォームにて入会申し込みを行い、当社が申込内容等を確認のうえ申込者が会員として本サービスを利用するために必要な手続を行ったのち、申込者に入会手続の完了を通知するものとします。この通知をもって本サービスへの入会手続は完了し、申込者はプレミアム会員として認定されます。
2. ベーシック会員に入会する場合、申込者が入会申込書を当社に提出もしくはWebフォームにて入会申し込みを行い、当社が申込内容等を確認のうえ申込者が会員として本サービスを利用するために必要な手続を行ったのち、申込者に入会手続の完了を通知するものとします。この通知をもって本サービスへの入会手続は完了し、申込者はベーシック会員として認定されます。
3. 申込者が入会申込書を当社に提出もしくはWebフォームにて入会申し込みを行った場合、申込者は、本規約に同意したものとみなされます。なお、申込者は当該申込について正当な権限を有していることを表明し保証するものとします。また、会員は対象年度の満了まで第9条に基づく退会の手続きを行わない場合は、翌対象年度も会員資格が維持されるものとし、以降も同様とします。

#### 第8条(会費の支払)

会員は、入会申込、又は対象年度の更新にあたり、予め当社から送付する請求書に従い、当社に会費を支払うものとします。

#### 第9条(退会)

会員が本サービスを退会する場合は、当社所定手続に従い、当社に退会届を提出するものとします。なお、対象年度の期間中の退会であっても、プレミアム会員が支払った会費は返還されません。

#### 第10条(本サービスの対象者)

直接的な本サービスの利用対象者は、原則として入会申込書もしくはWebフォームに記載した会員の代表者及び窓口担当者とします。なお、会員について、追加で会費の支払を行うことにより本サービスの利用対象者数を追加することが可能です。

#### 第11条(会員の代表者及び窓口担当者等の変更)

会員は、その名称、代表者及び窓口担当者等に変更があったときは、速やかに書面により当社に通知するものとします。

#### 第12条(禁止事項)

会員は、次の行為を行なわないものとします。

- ①本サービスの内容の全部又は一部を第三者に開示、漏えいする行為
- ②会員として有する権利の全部又は一部を第三者に利用させる行為
- ③本サービスに関するソフトウェア及び関連プログラム等を改変又は複製する行為
- ④当社又は第三者の著作権、知的財産権、プライバシー等を侵害する行為
- ⑤当社又は他の会員を誹謗中傷し、或いはその信用又は名誉を毀損する行為
- ⑥法令又は公序良俗に違反する行為
- ⑦その他前各号に関連し又は類する行為

### 第 13 条(著作権等)

本サービスに関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、当社又は当社に対する使用許諾者に帰属します。

### 第 14 条(権利義務の譲渡の禁止)

会員は、本サービスを利用する上で発生する地位又はこれに基づく権利もしくは義務の全部もしくは一部を事前に当社の書面による承諾がない限り、第三者へ譲渡又は貸与等してはならないものとします。

### 第 15 条(機密保持)

当社及び会員は、本サービスの提供に関連して相手方より開示された情報のうち、相手方から機密情報であることを通知された情報について、本サービスを提供する目的以外では使用せず、相手方の事前の同意なくして第三者に対して開示、漏洩等を行わないものとします。ただし、以下の情報についてはその対象から除外されるものとします。

- ①相手方から開示をされる前に、正当に保有していた情報
- ②相手方から開示をされる前に、公知となっていた情報
- ③相手方から開示をされた後に、自らの責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- ④正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- ⑤会員から開示された情報によらず独自に開発した情報
- ⑥法令又は裁判所の命令に基づき開示を義務付けられた情報

### 第 16 条(個人情報の保護)

当社は、本サービスの提供に関して会員より開示された情報及びデータの内、個人を識別できる情報を本人の同意なしに第三者へ開示、漏洩等を行わないものとします。ただし、法令に基づく公的機関からの照会、法令によって当社が開示義務を負う場合はこの限りではありません。なお、当社は、本サービスの提供に関して会員より開示された情報及びデータの内、個人を識別できる情報を当社が Web サイト上にて開示する個人情報保護方針 <https://www.kccs.co.jp/policy/privacy.html> に基づき取り扱うものとします。

### 第 17 条(免責事項)

会員は、本サービスが会員の売上や収益の拡大等を保証するものではないことを承諾し、本サービスの利用に関して当社に対して、何らかの保証その他の請求を行わないものとします。

### 第 18 条(損害賠償)

当社は、当社による本規約上の義務の履行又は本サービスの提供等、あるいは会員による本サービスの利用等に関連する損害に関して、何らの責任も負わないものとします。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失による場合、当社は会員との間で誠実に協議を行ない、当該損害についての対応を行うものとします。なお、当社が会員に対して損害賠償を行うことになった場合であっても、当社が賠償する範囲は、法令上許容される限りにおいて、当該損害が発生した対象年度にその会員が支払った会費相当額を上限とします。

### 第19条(本サービスの休止・廃止)

当社は、会員に休止又は廃止する日の 180 日前に通知のうえ、本サービスの全部又は一部を、当社の判断により休止又は廃止する場合があります。なお、この場合、当社は会員に対し、対象年度において当該休止又は廃止により本サービスが提供できなかった期間分の会費相当額を返還します。

## 第 20 条(当社からのサービス提供の終了)

1. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の登録を抹消し、当該会員への本サービスの提供を終了できるものとします。この場合、会員が支払った会費は返還されません。
  - ①本規約に違反し、当社から是正の催告を受けた後も、なお違反が是正されない場合
  - ②第 12 条に定める禁止行為を行った場合、又は行うおそれがあると当社が判断した場合
  - ③経済的、社会的な信用が著しく悪化し、その対象年度において会費の支払いが困難となる恐れがあると認められる相当の事由がある場合
  - ④会員が、当社が別途定める期日までに会費の支払いを行わない場合
  - ⑤暴力団等の反社会的勢力である場合、暴力的又は脅迫的な行為を行った場合、又はこれらに類する事項に該当するおそれがあると当社が判断する場合
  - ⑥会員として不適切であると当社が判断する場合
2. 当社は、前項により本サービスの提供を終了した場合、その会員について当社の判断に基づき本サービスにおける会員情報及びデータ等を消去できるものとします。

## 第 21 条(所轄裁判所)

本サービスに関連して会員と当社との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 22 条(協議)

本規約に定めなき事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、当社と会員の間で誠意をもって協議し、解決するものとします。

以上

2012 年 4 月 1 日 施行  
2012 年 10 月 1 日 一部改訂  
2014 年 1 月 27 日 一部改訂  
2016 年 3 月 1 日 一部改訂  
2017 年 4 月 1 日 一部改訂  
2018 年 4 月 1 日 一部改訂  
2019 年 3 月 1 日 一部改訂